

◇ 論 説 ◇

É・ド・ラヴレーの「法と経済学」

菊 地 諒*

目 次

はじめに

I 歴史学派の方法論

1 自由の再検討

2 理論と歴史

II 経済学における新動向

1 古典派と新動向の関係

2 経済学の性質

3 経済学とキリスト教

III 立法と経済学

1 経済学の再定義

2 民法と経済

おわりに

はじめに

経済理論を用いて法および法的問題を分析する「法と経済学 (Law and Economics)」は、20世紀後半のアメリカ法思想において、リーガル・プロセス学派 (Legal Process School) や批判法学 (Critical Legal Studies) に並ぶ代表的な潮流として位置づけられる¹⁾。「法と経済学」の創始者 R・コー

* きくち・りょう 立命館大学法学部准教授

** 文中の [] は筆者による補いを意味する。

外国語の文献の引用にあたって、既存の翻訳を参照した箇所についてはその頁も付しているが、訳文については必ずしも従っていない。

1) E・メンシュ (Elizabeth Mensch) によれば、20世紀後半のアメリカ法思想において、

ス (Ronald H. Coase, 1910-2013) は、1960年の論文「社会的費用の問題」(Coase 1960)において、隣地に損害を与える企業の事例を検討することを通じて、取引費用がゼロである場合、資源の配分は法による権利の設定とは無関係であることを指摘した。すなわち、企業が損害を賠償する法的責任がある場合とない場合を比較して、価格システムが機能するのに費用がかからないならば、法的な責任の有無に関係なく最終的な結果が定まる (Coase 1960 : ch. 3-4)。したがって、実際の市場取引に費用がかかることを考慮すれば、初期的な法的権利の限界設定が経済的な効率性に影響を与えうることが示唆される (Coase 1960 : ch. 6)。

コースの論文が世に出てから半世紀以上が経過し、「法と経済学」に属する研究は、縦にも横にも膨大な量が蓄積されてきた²⁾。それらを一つの名の下で統一的に取り扱うこと自体に、若干の疑義を差し挟む余地がある³⁾。しかし、コースに代表されるように、アメリカの「法と経済学」は法の生成過程や構造を、経済学の方法論で分析することを主題としてきた。すなわち「法と経済学」に共通する基本的な姿勢は、伝統的に法学の対象として取り扱われてきた現象を分析するための手法として、経済学におけるモデル化や関数化に基づくアプローチを採用するというものである⁴⁾。

ㄨ 効率性による決定に依拠する「法と経済学」は「アメリカの法的意思決定に正統性を付与する一般的な理論的根拠を与えようとする、最も影響力のある試み」(Kairys 1982 : 36, 訳 47)であるという。E・マカーイ (Ejan Mackaay) はメンシュと同様に、「法と経済学」を「20世紀後半のアメリカ法学に影響を及ぼした、最も意義深く知的な潮流」であるとした上で、21世紀においてもその影響力は衰えていないという (Mackaay 2013 : 18)。

2) 1960年代以降の「法と経済学」の展開につき Mackaay 2013 : 18-25.

3) たとえば、憲法解釈における伝統の役割を経済学的に分析する研究 (Bix 2018 : ch. 1) から、イギリスの小説家 J・オースティン (Jane Austen, 1775-1817) の著作の中に愛や性まつわる「法と経済学」を見出す研究 (Kohm & Akers 2020) まで、現代の「法と経済学」は多岐にわたる領域を切り開いてきた。さらに、領域の拡大という意味におけるのみならず、それぞれの領域または研究者が立脚する理論そのものが多様化しているという意味においても、「法と経済学」の統一性は疑わしいものとなっている。

4) 現代の「法と経済学」に最も貢献してきた経済学者の一人である S・シャヴェル (Steven M. Shavell, 1946-) によれば、法の経済分析は次のような特徴を持つ。第一、

このような「法と経済学」の手法としての「経済学」は、イギリスで確立された古典派経済学（Classical Political Economy）にその淵源を持っている⁵⁾。古典派経済学は、個人が私益に従って合理的に行動するという前提

に定型化したモデルや、理論の統計的・経験的なテストの使用を強調すること、第二に行動の記述にあたって、行為者が合理的であり、自らの選択から生じうる帰結に対する判断に基づいて行動する、という見方に重きを置くこと、第三に、規範的な評価にあたって、そこで考えられている社会的厚生 の尺度を明らかにすることである（Shavell 2004：4、訳 5）。

- 5) 経済思想の根本的な淵源を定めるならば、ヨーロッパ思想の原点である古代ギリシアに見出すことができる（Lowry 1979；Meikle 1995；Lowry 2011：ch. 2）。プラトン（Plato, B. C. 427-B. C. 347）は『国家』（プラトン 1979a, 1979b）の中で、支配階級に対して「彼らのうちの誰も、万やむをえないものをのぞいて、私有財産というものをいっさい所有してはならないこと」「入りたいと思う者が誰でも入って行けないような住居や宝蔵は、いっさい持つてはならないこと」「暮しの糧は、節度ある勇敢な戦士が必要とするだけの分量を取り決めておいて、他の国民から守護の任務への報酬として、ちょうど一年間の暮らしに過不足のない分だけを受け取るべきこと」「ちょうど戦地の兵士たちのように、共同食事を通して共同生活すること」などを法とすることで、「彼ら自身も救われるだろうし、国を救うこともできるであろう」とする（プラトン 1979a：285-286）。もし「彼らが見ずから私有の土地や、家屋や、貨幣を所有するようになるときは、彼らは国の守護者であることをやめて、家産の管理者や農夫となり、他の国民たちのために戦う味方であることをやめて、他の国民たちの敵としての主人となり、かくて憎み憎まれ、謀り謀られながら、全生涯を送ることになるであろう」という（プラトン 1979a：286）。プラトンは、社会を維持するための手段として、支配階級の私有財産や貨幣の所有の禁止を提案している。アリストテレス（Aristotle, B. C. 384-B. C. 322）は『ニコマコス倫理学』（アリストテレス 2009a, 2009b）において、交易を通じて人々の所産を均等化する前提として、「交易さるべき事物がすべて何らかの仕方と比較可能的たること」が必要であり、この目的のために発生したのが「あらゆるものを、したがって過超や不足をも計量する」貨幣であると主張する（アリストテレス 2009a：243）。「交易は均等性なしには成立せず、均等性は通約性なくしては成立しない」（アリストテレス 2009a：246）のであり、貨幣によって計られた尺度にしたがって、交易が正義であるか不正義であるかが明らかになる。アリストテレスの主張は、私有財産や貨幣の所有を前提としている。『政治学』（アリストテレス 1961）では、「財産の配慮が各個人の間に分けられていれば、お互に不平を言い合わない上に、各個人は自分自身のものに身を入れているように思うので、その配慮は一そう増すことになる」ので、「財産は或る意味では共有でなければならぬが、しかし一般的に言ってそれは私有でなければならぬ」と述べている（アリストテレス 1961：77）。一方で、財産を獲得するにあたって、ただ財の交換によってのみ財を獲得するような行為は、自然に反するものであるとする（アリストテレス 1961：51-57）。シュンペーターは、

からの演繹を通じて、価値と分配に関する体系的な理論を築き上げる経済学であり、その出発点は A・スミス (Adam Smith, 1723-1790) の『国富論』である。経済思想史に明るい J・シュンペーター (Joseph A. Schumpeter, 1883-1950) によれば、「この〔古典派の〕時期の出発点は他の多くの出発点の場合に比べて恣意的な点が少ない、と言うのはほとんどあらゆる著作者たちが『国富論』の提供した事実・および思考材料から実際に出発していたからである」とされ、スミスは古典派の「最初の人」に位置づけられている (シュンペーター 1980 : 119)。個人の合理的な意思決定を前提とする古典派経済学の正統な後継者が、「法と経済学」の手法として用いられるミクロ経済学 (Microeconomics) である。定評ある「法と経済学」の教科書によれば、「法の経済分析とは、ミクロ経済学の理論における原則を利用するものである」とされ、「ミクロ経済学は、個人または家族・同好会・会社・公的機関のような小集団による意思決定を取り扱う」ものである。限られた所得と時間の中で、我々は欲しいものやしたいことのすべてを満たすことはできないので、何らかの選択を行う必要があり、「ミクロ経済学の理論は、人々がそのような決定をどのように行うかについての一般理論である」という (Cooter & Ulen 2012 : 11-12)。

このように、法学との関わりにおいて一般に注目されるのは、古典派から続く「正統」な経済学である。ところで、19世紀のヨーロッパにおいて、古典派とは異なる立場から経済学と法学の交流が図られていたことは、あまり知られていない。この「異端」を掘り下げた H・ピアソン

ㄨ 古代ギリシアの思想家の影響が「アダム・スミスの著作に役立った著者たちの大多数に、そうしてまたアダム・スミス自身にまで及んでいる」(シュンペーター 1980 : 10) として、古代ギリシアの遺産は「他の〔思想〕領域に対するものよりもいっそう僅かな役割しか演じていない」(シュンペーター 1980 : 11) とする。

なお、経済 (economy) という語はギリシア語の「オイコノミア (oikonomia)」に由来している。「オイコノミア」は「家」を意味する「オイコス (oikos)」と「法」を意味する「ノモス (nomos)」が結びついたものである。このような「こぼれ話」にとどまらず、それぞれの概念の生成論的な把握を試みたものとして深貝 2013。

（Heath Pearson）によれば、「法に対する経済的なアプローチは、ドイツの諸大学において初めて、かつ最も完全な形で発展した」（Pearson 1997：vii）という。古典派経済学が商品についての科学としての名声を獲得した19世紀において、法に対する経済的なアプローチは「新しい科学（new science）」であった（Pearson 1997：5-6）。ヨーロッパの経済学者たちは「新しい科学」に取り組み、法的な権利を説明する科学としての経済理論を発展させた（Pearson 1997：24）。しかし、この「新しい科学」は20世紀に「忘却への道」（Pearson 1997：ch. 5）をたどった。ピアソンによれば、「社会研究の専門職化」という外的要素と、「レトリックの過多と分析の不完全さ」という内的要素が、「新しい科学」の忘却の原因である（Pearson 1997：130-131）。すなわち、社会科学の専門分化が進んだことで、「学術的な境界線がより嫉妬深く防衛されるようになり、学際的な大胆さは愚鈍なディレッタントイズムであると見なされるようになった」（Pearson 1997：131）のである。また、形式と演繹を重視する古典派経済学とは異なる考え方に立脚する「新しい科学」は、「20世紀の多くの経済学者にとって、十分に受け入れがたいものであった」（Pearson 1997：153）という⁶⁾。

本稿が光を当てるのは、この忘れられた経済学における法の取り扱い方である。「新しい科学」は「真にコスモポリタンな企て」（Pearson 1997：33）であり、その従事者はヨーロッパ各地に散らばっていた。本稿では、その中からベルギーの経済学者 É・ド・ラヴレー⁷⁾（Émile L. V. de Laveleye,

6) ピアソンはアメリカの「法と経済学」を念頭に置いて、「1960年代の半ばかその辺りから、法に対する説明的アプローチが、主流の経済学者の間でもう一度流行している」として、この「『新しい』新しい科学」を、オリジナルな「新しい科学」とは別のものとして位置づけている（Pearson 1997：162）。ただしピアソンは、「『新しい』新しい科学」の源泉の一つとして、オリジナルな「新しい科学」が完全に忘れられていたわけではなかったことを、「おそらく最も小さい」源泉として挙げている（Pearson 1997：164）。

7) ラヴレーは1822年にブリュージュで生まれ、ゲント大学において1844年に法学博士号を取得し、人文・社会科学の幅広い領域に関する研究を行った。1863年にリエージュ大学の教授に就任し、経済学の講座を担当した（Lambert 1970：263）。ラヴレーに関する研究として Lambert 1970；Vandersmissen 2011；Mueller 2020。ラヴレーの伝記として

1822-1892) を取り上げる。ラヴレーは、1874年の『原始財産』(Laveleye 1874)において、ヨーロッパのみならずインド、エジプト、トルコといった国々を含む、古今東西の財産制度を比較したことで知られる⁸⁾。本稿がラヴレーを取り上げるのも、その議論が法制度のあり方に関する検討を含んでいるからである。ラヴレーは、民法における所有権を念頭に置きながら、人間の経済活動を最も効率的にするような立法のあり方を探求した。すでに述べたように、コースの議論は法的権利の設定のあり方が、経済活動の効率性に影響を与えうるとするものであり、この含意をラヴレーの議論に読み取ることも可能である。そこで、本稿ではラヴレーの「経済学」において目指されていた「法」のあり方を検討することを通じて、これを「法と経済学」の原始的な段階として位置づけることを試みる。

I 歴史学派の方法論

本章では、ラヴレーの経済理論を検討する前提として、一般に「歴史学派 (historische Schule)」と呼ばれる経済学の全体像を把握する⁹⁾。ラヴレーは、ドイツで起こった歴史学派の影響を受け、その方法論を自らの理論に取り入れた¹⁰⁾。また、ラヴレーは歴史学派の方法論をドイツ以外の国

↘Goblet d'Alviella 1895. ラヴレーの著作目録として Praet 1992.

8) ピアソンは、『原始財産』(Laveleye 1874)を「新しい科学」の黄金期における最初の画期的な著作であると評価している (Pearson 1997 : 33-34)。

9) 歴史学派に関する包括的な研究として Shionoya 2001, 田村 2018. 歴史学派に関する近年の研究動向につき Ikeda 2008.

10) ベルギーにおいて、ラヴレーと同じく歴史学派の影響を受けた経済学者として、ルーヴァン・カトリック大学の V・ブランツ (Victor L. J. L. Brants, 1856-1917) がいる。ブランツの経済思想史研究において、ドイツの歴史学派はヨーロッパの経済思想の中でも定評あるものの一つとして位置づけられている。ブランツは、経済学者を「アダム・スミスのマンチェスター学派」「社会主義者」「数学的経済学者」「経済学の基盤としての功利主義的原则に反対する経済学者」の四つのグループに分類し、最後のグループの下位分類の一つとしてドイツの歴史学派を挙げている (Cardoso & Psalidopoulos 2016 : 46-48)。

へと普及させる役割を担った¹¹⁾。したがって、ラヴレーの経済理論を理解するためには、歴史学派の方法論を理解することが必要になるのである。

1 自由の再検討

イギリスにおいて確立された古典派経済学は、合理的な人間という前提から演繹的に推論して、価値論や分配論を導出した。個人が私益を追求することで、「見えざる手」によって市場が自律的に調整され、最適な資源配分が実現するとされた。したがって、政府の役割は司法・防衛といった程度にとどめられ、あとは個人の自由な経済活動に委ねるべきであると考えられていた。これを自由の側から顧みると、イギリスの哲学者 H・スペンサー¹²⁾ (Herbert Spencer, 1820-1903) の古典的リベラリズム (Classical Liberalism)、すなわち政府の干渉を減らすことで個人の自由を確保するという考え方そのものである。以下では、歴史学派の方法論を理解するための補助線として、当時のリベラリズムの構図を概観する。

スペンサーは1884年の『人間対国家』(Spencer 1884)の中で、「リベラル」と呼ばれる考え方の本来の目的は、ホイッグ主義 (Whiggism) に見られるように、「国民に対する支配者の強制力に抵抗し、それを小さくしようとする」(Spencer 1884 3. 訳 253) ことであると述べている。スペンサーにおけるリベラリズムとは、権力を維持し、拡大しようとするトーリー主義 (Toryism) に対立する考え方であった。徴兵による軍隊のように、階級的な身分構造と懲罰による強制の契機をもった、強制的な協力のシステムを擁するトーリー主義に対し、リベラリズムは自発的な協力のシステム

11) ピアソンによれば、ラヴレーの影響力は特にフランス語圏の経済学において大きかったという (Pearson 1997 : 34)。

12) スペンサーは、ヴィクトリア朝時代のイギリスを代表する思想家であり、哲学・心理学・生物学・社会学・倫理学・教育学など、非常に多くの領域にわたり執筆活動を行った。徹底した自由の擁護者であり、古典的リベラリズムに対して「平等な自由の原理」という基盤を提供し、現代のリバタリアニズムを先取りする体系的な理論を構築した (スペンサー 2017 : 428-438)。

を範とする。その典型的な構造は生産者と分配者の団体で、「特定のサービスの対価として特定の支払いをすることに各々が同意して、もしそれ〔組織〕を好まないならば、適切な通知の後で任意に組織を脱退することができる」(Spencer 1884 : 1-2. 訳 250-251) とされる。ホイッグあるいはリベラルのもたらした変化は、「政府の権威の範囲を狭め、各々の市民が制約を受けずに行動できる領域を広げた」(Spencer 1884 : 4. 訳 255) のであった。自発的な協力のシステムにおいては、市民が自由に契約を行い、協力関係を締結することが必要である。したがって、契約の自由はその根幹を支えるアイデアとして尊重される。スペンサーの古典的リベラリズムは、市場における契約の自由を、政府による干渉から保護されるべき自由の核心として把握した。この立場によれば、政府が社会政策と称して、立法を通じて市場に干渉することは、個人の自由を妨げるものであるとされた。

これに対し、イギリスのジャーナリスト・社会学者である L・ホブハウス¹³⁾ (Leonard T. Hobhouse, 1864-1929) は、自由の再検討を通じて社会政策立法の正当化を図り、ニュー・リベラリズム (New Liberalism) を切り開

13) ホブハウスは、イギリスにおけるニュー・リベラリズムまたは社会的リベラリズム (Social Liberalism) を代表する人物である。オックスフォード大学在学中から労働運動の指導者と交流するなど、社会主義運動への理解を深め、1897年よりジャーナリストとして労働運動を支援する論陣を張った。その成果は『デモクラシーと反動』(Hobhouse 1904) に現れた。1907年に、イギリス最初の社会学講座の教授としてロンドン大学に招聘され、以後はその任を果たす傍ら、多分野にわたり著作を公刊した。ホブハウスの関心は、なにより労働者をはじめとする下層階級の人々であり、その待遇を改善するために社会改革を要求する中で、リベラリズムのとるべき新たな道筋を提示した。すなわち、人間は自由でなければならないが、その実現は社会の中で他者と共に平等になされなければならない。なぜなら、自由は人格の成長を目的としており、それは他者への配慮を伴うものだからである。このような自由の実現のためには、社会政策を通じて強者への制約と弱者への援助を図る必要がある。ホブハウスは、リベラリズムと社会政策を接合するニュー・リベラリズムによって、イギリスに福祉国家という路線を準備した (ホブハウス 2010 : 187-197)。ホブハウスの思想は、イギリスの哲学者 T・グリーン (Thomas H. Green, 1836-1882) の自由論に近い。グリーンやホブハウスは、個人の自由とそれに対する制約を対立的なものではなく、むしろ相補的なものとして捉えている (菊地 2019 : 173-176)。

いた。ホブハウスによれば、「成年に達し判断力のある人間は、自身の利益についての最良の審判であり、取引に臨むそれぞれの当事者が、申し出を自由に受け入れまたは拒否できるとき、契約が締結されたというありのままの事実が、それが両方の当事者の利益にかなっていることの十分な証拠である」（Hobhouse 1904 : 212）という考え方に基づけば、工場における子供の労働という場面では、子供の親によって決定されていたり、子供の判断力が不十分であったり、子供が使用者と対等とは言えなかったりするため、契約の自由は妥当しない（Hobhouse 1904 : 213）。そして、工場における子供の労働を禁止することは、「見かけ上の契約の自由は必ずしも真の自由ではない」「国家は、大規模な作用によってその構成員の保健と福祉を決定する条件について関心があり、また責任を負う」という二つの原則に基づいており、それらは「大半の『社会主義的』立法と呼ばれるものを擁護する人々が習慣的に依拠する原則」であるという（Hobhouse 1904 : 214）。さらにホブハウスは、工場法をはじめとする一連の立法によって「契約の自由がある意味で否定されている」（Hobhouse 1904 : 216）としつつ、「この種の社会主義的立法は、古い〔古典的〕リベラリズムを特徴づける二つの理念である『自由と平等』を侵犯するものとして存在するのではない。むしろ、その実現のために必要な手段として存在する」（Hobhouse 1904 : 217）と述べた。

2 理論と歴史

古典的リベラリズムとニュー・リベラリズムの関係を19世紀の経済学に当てはめるとき、古典的リベラリズムに相当するのが古典派であり、ニュー・リベラリズムに相当するのが歴史学派である。歴史学派は古典派の演繹的な方法を批判し、「歴史的方法（historische Methode）」に基づく歴史的・統計的な研究を重視した。この歴史的方法を最も早くに提唱したのは、ドイツの経済学者 W・ロッシャー（Wilhelm G. F. Roscher, 1817-1894）であった。ロッシャーは、1843年の『歴史的方法による国家経済学講義要

綱』(Roscher 1843)において、歴史的方法に基づく国家経済学 (Staatswirtschaft) の概要を明らかにした。ロッシェーによれば、歴史的方法に基づく国家経済学は以下の四つの原理から構成される。第一に、国家経済学とは単なる利殖術ではなく、「人間を判断することと、人間を支配することを問題とする政治科学」である。その目的は、国民 (Völker) が努力して獲得しようとする対象と、その理由について説明することであり、そのような説明は国民の生活についての科学、特に法・国家・文化の歴史と結びつく必要がある。第二に、国民とは「今日生きている個人の集合」ではない。したがって、今日の経済状況だけでなく、過去の文化段階についても研究しなければならない (Roscher 1843: iv. 訳 18)。第三に、その研究にあたっては「経済学的観点から相互に比較する」ことが必要である。現在の経済と過去の経済の間に類似の傾向がみられる場合、その比較は現在の経済について判断する際の指針となる (Roscher 1843 iv. 訳 18-19)。第四に、歴史的方法とは、たとえすべての国民または文化段階にとって有益または有害なものであるとしても、「ある経済的な制度 (wirtschaftliches Institut) を一概に賞賛したり、または批判したりすることはない」ものである (Roscher 1843: iv-v. 訳 19)。

ロッシェーの歴史的方法は、人間を歴史の発展の中で生きる存在と見なし、その現在の状態と歴史的事実との比較という観点を重視する¹⁴⁾。ロッシェーによれば、「こうした方法は、サヴィニーとアイヒホルンの方法が法学において達成したものと同様のことを、国家経済学においても達成しようとするものであることが、理解されるであろう。その方法は、リカードの学派からは程遠いが、それに反対するものでは決してなく、その成果を感謝して吸収するものである」という (Roscher 1843: v. 訳 20)。すなわち、歴史的方法は F・サヴィニー (Friedrich C. von Savigny, 1779-1861)

14) これに対置されるのが「哲学的方法 (philosophischen Methode)」である。哲学的方法とは、「可能なかぎり抽象的な、すなわち可能なかぎり時間と空間のすべての偶然性を取り除いた、概念または判断の体系」を志向するものである (Roscher 1843: 1. 訳 22)。

や K・アイヒホルン (Karl F. Eichhorn, 1781-1854) といった歴史法学 (historische Rechtsschule) の方法論の影響を受けたものであると同時に、体系的・抽象的な理論の到達点を示した D・リカード (David Ricardo, 1772-1823) 以降の古典派からも影響を受けている。ロッシェーは、抽象的な理論を定立し、演繹的に推論する古典派を批判したが、その批判の要点は、理論の定立にあたって歴史的事実が考慮されていないということであった。そこで、歴史的事実との比較を通じて、人間の発展のあり方を現実 に即した形で理論化しようと試みた。ロッシェーによれば、「様々な国民の進化における同質性は、発展の法則として組み立てることができる」 (Roscher 1843: 2. 訳 24) のであり、「国家経済学とは、国民経済の発展の法則についての教義である」 (Roscher 1843: 4. 訳 28) という¹⁵⁾。

ドイツの経済学者 K・クニース (Karl G. A. Knies, 1821-1898) は、ロッシェーの問題意識を共有し、「歴史的発展 (geschichtliche Entwicklung)」を研究することの重要性を指摘した。クニースの『歴史的立場からの経済学』 (Knies 1883) によれば、従来は歴史的研究の対象としてのみ取り扱われてきた歴史的発展は、実は経済の状況および経済の理論の両方と非常につながりの深いものであり、経済学において「理論的な命題のための方策を提供してくれる」ものであるという。クニースは、すべての時代、国、または国民にたいして無条件的に、等しいやり方で妥当するものを提示す

15) ロッシェーは自らのライフワークとして、全 5 巻からなる『国民経済学体系』を出版した。国家経済学に代えて「国民経済学 (Nationalökonomie)」という用語が用いられるようになったが、歴史的方法についての考え方は共通している。『国民経済学体系』の第 1 巻『国民経済学の基礎』 (Roscher 1864) によれば、政治科学とは一般に「人々の経済生活の発展の法則についての教義」であるとされる (Roscher 1864: 27)。その研究において考慮されるべきものの中でも、国家、経済、法は親密な同族であり、これを取り扱う学問は、観点は違っても目的は同じである。ロッシェーによれば、「すべての経済的な行為が、意識的であれ無意識的であれ、法的な形式を前提としているように、法学における学説や判決の大多数もまた、経済的な要素を持っている。無数の例において、法学は我々に外的な「どのように (Wie)」を与えてくれるだけであるのに対し、国民経済学はより深い「なぜ (Warum)」を加えてくれる」 (Roscher 1864: 28) という。

ることを「理論の絶対主義」であるとし、時間的・空間的な多様性を考慮に入れずに説明することは、理論の「コスモポリタニズム」であると批判した (Knies 1883 : 23-24)。

ロッシャーとクニースの共通点は、現実の歴史的な条件から出発する点である。しかし、これは経済学の中に経験的な研究が混入する余地を生むものであり、したがって、例外のない抽象的法則からの演繹という古典派経済学の優位性を損なう結果を招く。この点を問題視したオーストリアの経済学者 C・メンガー (Carl Menger, 1840-1921) は、1883年の『経済学の方法』(Menger 1883)の中で、歴史学派を徹底的に批判した。「歴史学派」という用語は、歴史的方法を批判する側であるメンガーによって使用されたものであった¹⁶⁾。メンガーの批判に応答し、「方法論争 (Methodenstreit)」を繰り広げたのがドイツの経済学者 G・シュモラー (Gustav von Schmoller, 1838-1917) であった。シュモラーは、メンガーが抽象的な法則の研究と具体的な歴史の研究とを対立するものとして捉えている点に反論し、むしろ前者の法則を定立するために、後者の歴史的研究が必要になると主張した。シュモラーの目的は、歴史的研究を通じて歴史的発展の法則を提示することであった。その背景には、1871年にプロイセンを中心としてドイツ帝国が成立し、産業化が進む中で発生した社会問題があった。当時のドイツ帝国においては、急速な産業化によって貧富の差が拡大し、階級闘争と革命の危険が顕在化しつつあった。この問題を解決するため、1872年にシュモラーを中心に結成された社会政策学会 (Verein für Sozialpolitik) は、実証的な歴史的研究を遂行することを通じて、社会政策立法のあり方を探求したのであった。シュモラーは実証研究に基づき、原始社会・自給経済・企業経済という三段階からなる発展の法則を提示した。また、同じく

16) メンガーによれば、そもそも歴史学派の経済学者が言うような歴史的方法の重要性は、古代ギリシアの時代から非常によく知られたものであって、「ドイツにおける国民経済学者の歴史学派」なる特別な学派を創設してまで宣伝する必要はなかったという (Menger 1883 : 187-199. 訳 171-182)。

社会政策学会で活躍したドイツの経済学者 K・ビューヒャー（Karl W. Bücher, 1847-1930）は、生産者と消費者の距離を基準として、封鎖的家内経済・都市経済・国民経済という三段階からなる発展段階論を提示した。これらの活動の中で、経済学における抽象的な理論的研究と、実証的な歴史的研究とが徐々に分化するようになった。その結果、シュモラーは批判として用いられた「歴史学派」という呼称を自己規定のために用いるようになり、ここに歴史学派が確立された¹⁷⁾（田村 2018：9-16, 18-20）。

II 経済学における新動向

前章において、歴史的方法に基づく研究を志向する歴史学派が、ドイツにおいて確立されるまでの経緯を確認した。その過程において、歴史学派の方法論は他のヨーロッパ諸国でも次第に影響力を持つようになった¹⁸⁾。その一つの契機が、フランスの伝統的な月刊誌『両世界評論』に掲載されたラヴレーの論文「経済学と社会主義における新動向」（Laveleye 1875）であった。ラヴレーはその中で、古典派に対する「新動向（*tendances nouvelles*）」として歴史的方法に基づく経済学を位置づけ、単にその特徴を描写するだけでなく、実践上の意義を高く評価した。本章ではこの論文の検討を通じて、ラヴレーが歴史学派をどのように理解していたかを明らかにする。

17) 一般に、歴史的方法を理論的に考察したロッシャーやクニースのような経済学者は「旧歴史学派」、実証的な歴史的研究に従事したシュモラーやビューヒャーのような経済学者は「新歴史学派」と呼ばれる。しかし、方法論争を通じて理論的研究と歴史的研究が分離したことで歴史学派が確立されたという経緯を踏まえれば、実証的・歴史的研究に基づく経済学を意味する用語として「歴史学派」を用いるべきである。このような立場からは、ロッシャーやクニースは「歴史学派の先行者」として位置づけられる（田村 2018：1-2）。

18) ヨーロッパ諸国における歴史学派の影響に関する研究として Cardoso & Psalidopoulos 2016。

1 古典派と新動向の関係

ラヴレーによれば、古典派に対する新動向の関係は、以下のように整理される。スミスとその後継者たちによって確立された正統な経済学は、まるで教会のように信条を持っており、いくつかの真理が教義のように受け入れられているため、これに背いた者は異端者のように見なされてきた。これまで正統な経済学は、自分たちの教義に対する攻撃を防衛するのに、大した苦勞をしていなかった。しかし現在、経済学の教義は恐るべき敵対者を認めつつある。すなわち、ドイツにおいて講壇社会主義¹⁹⁾ (Katheder-sozialisten, socialistes de la chaire) と呼ばれる経済学の一派が出現したのである。したがって、この新動向の起源と性格を吟味する必要がある (Laveleye 1875 : 445-446)。

ラヴレーは、新動向を牽引する経済学者たちが古典派とは異なる理論に立脚しているとして、その相違点は何であるかを解明するため、古典派の理論を概観したうえで、これに対する新動向からの批判を列挙する。引き続きラヴレーの記述に従いつつ、古典派と新動向の関係について確認する。

19) 「講壇社会主義」とは、社会政策立法を通じて社会問題の解決を図るシュモラーのような経済学者に対して、個人の自由の保護という観点から批判的に投げかけられた用語である。したがってこの用語は、一般に「新歴史学派」とほぼ同じ意味で用いられる。

すでに述べたように、「歴史学派」という用語が定着したのは1880年代の方法論争を経てからである。論文「経済学と社会主義における新動向」(Laveleye 1875)においても、ドイツにおける新動向を指す用語として「歴史学派」は一度も用いられず、もっぱら「講壇社会主義」が用いられている。しかし、ラヴレーは1876年5月31日に、『国富論』出版100周年を記念してロンドンの経済学クラブ (Political Economy Club) で開かれた晩餐会に出席してスピーチを行っており、その中では「歴史学派 (école historique)」という用語を使用している。記録によれば、「一方の古い学派を、よりふさわしい用語がないので正統学派と名づけるが、この学派はすべてが自然法則によって統御されていると考える。他方の学派は、その敵対者によって講壇社会主義と呼ばれているが、歴史学派、またはドイツ人が言うように現実主義者の学派と呼ばれるのが、より適切である。この学派は、分配が部分的に自由な契約によって調整されていることは疑いないが、より多くの部分が民事的・政治的制度、宗教的信念、道德感情、慣習、歴史的伝統によって調整されていると主張する」(“Centenary of Adam Smith.” *The Times*, June 5, 1876 : 6) と発言している。

スミスとその後継者たちによる古典派は、演繹的な方法を採用している。すなわち、人間および自然に関する一定の観念に基づき、そこから一定の結論を演繹するという方法に基づいている。ラヴレーはイタリア出身の経済学者・法学者である P・ロッシ（Pellegrino L. E. Rossi, 1787-1848）を引用しながら、古典派経済学が観察の科学ではなく、推論の科学であると指摘する²⁰⁾。古典派の体系において、人間はいつでもどこでも、その私的な利益を追求する存在であるとされ、その過程で自分にとって何が有益かは、追求する本人が最もよく判断できるとされる。したがって、人間は自分の好きなように行動することで、最終的にすべての満足を得ることができる（Laveleye 1875 : 446-447）。

古典派の体系において、国家（état）は個人の経済活動を制約するものとされ、可能なかぎりその干渉を排除することが要請される。一般的で無制限の競争こそ、すべての人間が最もふさわしい場所へ到達し、その労働の適正な対価を受け取ることを可能にするのである。競争は産業界における無謬の調整者であるから、国家が個人の活動に対する干渉を差し控えて自由を保障するだけで、富の生産は最高点に到達し、最大の幸福（bien-être）が実現する。富の分配にあたっては国家の出番はなく、競争がこれを実現する。したがって、古典派の体系における国家の仕事は非常にシンプルである——ただ腕組みしている（croiser les bras）だけでよいのである（Laveleye 1875 : 447）。

ここで描写されているのは、フランスの経済学者 V・ド・グルネー（J. C. M. Vincent de Gournay, 1712-1759）が称揚したレッセ・フェール（*laissez faire, laissez passer*）の方針そのものである。ラヴレーによれば、このような古典派に対する新動向からの批判は、大きく分けて三点である。

20) ロッシは古典派経済学が、あらゆる時間および場所において通用するとされる一般的事実に基づいているとし、「私は大胆にも次のように結論する。経済学の科学は、このように一般的で一定不変なものを想定しているので、観察の科学というよりも、むしろ推論の科学である」（Rossi 1840 : 22）と述べる。

新動向による第一の批判として、古典派が物事を一側面からしか見ていないことが挙げられる。古典派の言うように、人間に私益追求の傾向があるのは事実である。しかし、人間の行動の動機はそれだけに限らない。共同体の感情 (*sentiment de la collectivité*) の表れとして、人間は家族や、コミュヌ (*commune*) や、国家を形成している。人間は下等な動物と異なり道徳的な存在であるから、義務の存在を認識し、または宗教や哲学の教えに従って、自らの愉楽、幸福、さらには生までをも、自分の国や、人間愛や、真理や、神のために犠牲にすることがある。したがって、人間が私益の追求というたった一つの動機に基づいて行動する、という古典派における想定は間違っている。時間や場所が変われば、人間の行動の動機も変わる。なぜなら幸福や、法や、道徳や、正義に関する人々の考え方も変わるからである (Laveleye 1875 : 447-448)。そこで、経済学が人間の行動を取り扱うにあたって必要となるのは、取り扱う対称の人間がどのような状態に置かれているかということに関する情報である。したがって統計学と歴史学の助けを借りて、対象の人間を取り巻く環境について個別的・具体的な研究を重ねる必要が出てくるのである。ラヴレーによれば、歴史的または「現実主義的 (*réaliste*)」と講壇社会主義が名づけるところの方法は、このようにして生じたという (Laveleye 1875 : 448)。

新動向による第二の批判は、古典派の方針であるレッセ・フェールに関するものである。すなわち、個人が私益追求のために自由な活動をするだけで一般的な秩序が生成され、したがって国家はその活動の障害とならないようにするだけでよい、とするレッセ・フェールは間違っているという。ラヴレーによれば、「利己主義 (*égoïsme*) は人間を不正および略奪へと導く」 (Laveleye 1875 : 448-449) とされ、したがって利己主義に対して制限を課し、その自由な活動をさせないようにする必要がある。この制限を課すことは「第一に道徳の適切な使命であり、第二に正義の機関である国家の使命である」 (Laveleye 1875 : 449) という。実際に、産業革命を経て「世界の工場」となったイギリスでは、レッセ・フェールに基づきあらゆ

る制限が撤廃され、完全な産業的自由が浸透した。その結果として生じたのは、資本家階級と労働者階級の果てしない闘争であった。利己主義に基づく自由な活動は、古典派が楽観視するような調和ではなく、むしろ不調和をもたらすのである。ラヴレーは、まさにレッセ・フェールの国であったイギリスでさえ、最終的に政府の介入によって経済的強者への制限と弱者への保護を図るに至ったという事実をもって、「これこそ、絶対的な自由という経済学の方針が、問題に対する完全な解決を与えないことの証拠ではないか？」（Laveleye 1875 : 449）と問う。

このように、新動向は古典派と異なり、国家に積極的な役割を与えようとしている。新動向において、国家とは国民の統合の象徴であり、法の最高機関であり、正義の道具である。たしかに個人の自由は尊重されるべきであるが、それは道徳と正義のルールに服する形でなければならず、これらのルールは「国家によって課されねばならない」（Laveleye 1875 : 449）のである。古典派において腕組みするだけであった国家は、新動向において正義を実現するための道具として位置づけられている。国家の義務は、第一に道徳と法の許す限りで自由を保障すること、第二に社会的進歩という目的を達成する手段として、個人よりも国家の方がふさわしい場合に、躊躇なくその力を行使することである²¹⁾。

新動向による第三の批判として、古典派が富の生産に関する問題に重心を置きあまり、その分配および消費にはほとんど関心を払っていないことが挙げられる。新動向によれば、産業革命後の経済問題とは個人ではなく社会に関するものであり、まさに富の分配の問題なのである。すなわち、富の生産が資本と労働の協力によって行われる時代において、労働者がその働きにふさわしい分け前を分配されているとは言い難い。しかし、古典派はこの問題を解決することができない。なぜなら、富の分配は個人の自

21) 国家は常に介入を控えるべきであるとする古典派の経済学者だけでなく、国家は常に介入すべきであるとする社会主義者（socialistes）もまた、新動向によって批判されている（Laveleye 1875 : 450）。

由な経済活動によってではなく、民事法と道徳感情に従ってなされるからである。これらの要素を無視する古典派は、その影響力を理解しておらず、その正しいあり方を決定する方法を知らないのである (Laveleye 1875 : 450-451)。

経済問題を正しく考えるにあたって、他の要素を切り離すことはできない。経済問題は、心理学、宗教、道徳、法、慣習、歴史と密接に結びついている。したがって、これらの要素をすべて踏まえた説明をすべきであり、一定不変の表面的な定式であるレッセ・フェールで満足すべきではない (Laveleye 1875 : 451)。

古典派に対する新動向からの批判を要約すると、以下のようになる。古典派が抽象的な原則から出発し、演繹的方法を採用し、普遍的な結論を導出するのに対し、新動向は過去と現在の事実に立脚し、帰納的・歴史的方法を採用し、時間と場所によって異なる相対的な結論を導出する。古典派は、あらゆる社会で普遍的に成り立つ自然的秩序を構想しており、国家による介入を排除すれば、個人の自由な経済活動によって調和がもたらされるところとする。しかし、新動向によれば、利己主義に基づく競争は不調和をもたらし、経済的弱者を犠牲にする。したがって、正義の機関である国家が介入し、正義にかなった富の分配を実現すべきである (Laveleye 1875 : 451)。

2 経済学の性質

ラヴレーは、古典派と比較する形で経済学における新動向を整理した後、経済学という学問の性質を検討する作業へ移行する。古典派経済学は、自らを科学として確立することを試みた。ところで、一口に科学と言っても、少なくとも三つのカテゴリーが考えられる。

- (1) 精密科学 (sciences exactes) : 明確に定義された抽象的なデータを取り扱う

例： 算術，代数学，幾何学

- (2) 自然科学 (sciences naturelles)： 自然現象を観察・記述し，法則を発見する

例： 天文学，物理学，植物学，生理学

- (3) 道德科学・政治科学 (sciences morales et politiques)： 観念，人間の行動，人間の意思による創造物（制度，法，宗教）を取り扱う

例： 哲学，倫理学，法学，政治学

経済学は，どのカテゴリーに分類されるべきだろうか。(1)のカテゴリーに分類することは難しい²²⁾。経済現象は，数字によって表象されないような多様な影響を受けているからである。人間の欲求や商品の価格は，その周囲の環境に依拠しており，これを厳密な形で代数方程式に落とし込むことは不可能である。経済学は，抽象的で完全に定義された要素を取り扱うのではなく，自由で道徳的な存在である人間を取り扱うのであり，その行動の動機を厳密に定義し，または数字で計測することはできない (Laveleye 1875 : 453-454)。

一般的な経済学者は，経済学を(2)のカテゴリーに分類し，自然科学が自然を観察するように，経済学は富を観察するものであると考える。ラヴレーは，この発想を明確に表現している者として，スイスの経済学者・法学者である A-E・シェルビュリエ (Antoine-Élisée A. Cherbuliez, 1797-1869) を挙げる²³⁾。シェルビュリエは『経済科学の要綱およびその主要な応用』第1巻 (Cherbuliez 1862) において，以下のように述べているからである。

22) (1)のカテゴリーに経済学を分類することを試みる者として，ラヴレーは L・ワルラス (M. E. Léon Walras, 1834-1910) や W・ジェヴォンズ (William S. Jevons, 1835-1882) を挙げている (Laveleye 1875 : 453 n. 1)。

23) シェルビュリエの他に(2)のカテゴリーに経済学を分類することを試みる者として，ラヴレーは J-B・セイ (Jean-Baptiste Say, 1767-1832)，C-F・バステシア (Claude-Frédéric Bastiat, 1801-1850)，C・コクラン (Charles Coquelin, 1802-1852) を挙げている (Laveleye 1875 : 454)。

それ〔経済科学 (science économique)〕は人間の生活についての科学ではなく、社会生活についての科学でもなく、社会的な幸福についての科学でもなく、人間の物質的な幸福についての科学でさえない。もし、富が我々の幸福に貢献するのではなく、我々に何の関係もないものだったとしても、それ〔富〕が生産され、循環し、分配され続ける限り、それ〔経済科学〕は依然として存在するであろうし、その対象も目的も変わることはないであろう (Cherbuliez 1862 : 7)。

このように、シェルビュリエは経済学を富についての科学であると見なしている。しかし、富は人間の欲求に応え、その幸福に貢献するものとしてのみ定義されるのであるから、幸福に貢献しない富という考えは矛盾している (Laveleye 1875 : 455)。

ラヴレーは、経済学を(3)のカテゴリーに分類することを提案する。道徳科学は、人間の行動を記述するだけでなく、人間がどう行動すべきかを指示する。政治科学は、政治的組織の形態を記述するだけでなく、それぞれの国家の状態に応じて、どのような政治的組織がふさわしいかを模索する。ラヴレーは、経済学を道徳科学・政治科学に分類することで、経済学は富の生産や分配を記述するだけでなく、どのように富を生産し、分配すべきか、どのようにその目標を達成すべきかについて探求する学問であると主張した。なぜなら、自然科学と経済学の間には根本的な相違があるからである。自然現象を取り扱う自然科学は、不可抗力によって支配されており、人間はその力を記述できるだけで、修正することはできない。これに対し、経済学が取り扱うのは人間に関する事実である。人間は自由意志に基づいて行動するが、その行動を正義や、義務や、我々の幸福という要求に合うような形に修正することは可能である。経済学は「どうあるか」を議論するにとどまらず、「どうあるべきか」を指示する学問として、(3)のカテゴリーに分類されるべきなのである²⁴⁾ (Laveleye 1875 : 455-456)。

24) 自然科学者が地震による都市の崩壊を発見したら、その原因を探求するのにに対し、経

ラヴレーは、これまで経済学が(3)のカテゴリーに分類されず、その果たすべき役割を大きく狭めてきた原因として、古典派における根本的な観念を指摘する。すなわち、「社会的な現象は自然法則によって統御されているので、制度の助けがなくとも、人間を幸福へと導くだろう」（Laveleye 1875 : 457）という、重農主義的楽観主義（optimisme physiocratique）なる観念である。F・ケネー（François Quesnay, 1694-1774）の重農主義は、人間の自然的な善性に基づき、自然による統治を主張するものであった。スミスはケネーのアイデアを借用し、自然の秩序を信頼した。今日に至るまで、多くの経済学者は重農主義的楽観主義に支配され、自然の秩序ないし自然法則の存在を信じてきた。ラヴレーは、次のように述べる。

私は、経済学者がいつも話しているこれらの「自然法則」を探してみるものの、それらを発見することができない。私は、以下のように理解する。この語が使用されるのは、問題が物理的宇宙における現象に関係している場合であり、それらの現象は実際のところ、その無限に小さいところから、不変の法則に従っているように見える。私は、以下のことも認めよう。我々は、変わらぬやり方で生活し食事する動物について自然法則を用いるけれども、完成に向かう存在であり、その作法、慣習、制度が変化を続ける人間については〔自然法則を〕用いない。富の生産と、特に分配とを決定する法則は、それぞれの国、それぞれの時代において非常に異なっている（Laveleye 1875 : 459）。

ラヴレーは、経済現象に普遍的に妥当するとされる自然法則よりも、むしろ人間が制定する法に注目し、「法はおのずから成るのではない。それに投票するのは我々自身である」（Laveleye 1875 : 460）という。このように、ラヴレーは経済学を重農主義的楽観主義から解放することで、これま

↘ 経済学者が邪悪な制度による社会の崩壊を発見したら、それを批判し、廃止することを目指さなければならない。ラヴレーは経済学を、社会の生理学（physiologie）であるにとどまらず、社会の治療論（thérapeutique）でもあると述べる（Laveleye 1875 : 457）。

で不当に狭められてきた経済学の役割を回復しようとした。

経済学者は、以下のことを忘れている。文明化された人々の間に存在するあらゆる経済的制度の基礎は、立法者によって制定された法である。したがって、それらの法は必要に応じて変えられるものであって、我々が無批判にかつ恒久的に従わなければならないような、いわゆる不変の自然法則ではないのである (Laveleye 1875 : 460)。

文明化された国家における政府とは、政治的・経済的技術の成果である。政府の存在しない動物の世界においては、自然法則が妥当する。しかし、文明化とは自然との闘争であり、農業や産業が進歩すればするほど、政府の役割も大きくなる。弱肉強食の自然界において、弱者が强者の犠牲となるのに対し、文明化された国家において、「我々は善い法を作る技術のおかげで、財産と生命の保障を得られる」(Leveleye 1875 : 461) ののである。したがって、道徳科学・政治科学としての経済学は、どのような法を制定すべきかについても探求する必要がある。

3 経済学とキリスト教

ラヴレーは、経済学の性質を見直す作業を終えた後、経済学における新動向の実践上の利点を評価することを試みる。興味深いことに、この評価の中でラヴレーはキリスト教へ言及する。ラヴレーによれば、重農主義的楽観主義は「事実と反するだけでなく、キリスト教の根本的な原理にも反している」(Leveleye 1875 : 462) という。キリスト教によれば、人間は墮落した存在であるがゆえに、神の導きを必要とする。人間は神の恩寵によって正しい道を歩み、救いを得ることができる。人間の内にある悪は、義務の感情によって征服されねばならず、人間の外にある悪は、正義の感情に触発された法によって征服されねばならない。これに対し、重農主義的楽観主義は人間の自然的な善性を前提とする。重農主義的楽観主義に基づく古典派では、レッセ・フェールの帰結として自生的に秩序が生成する

ので、人間を導く必要がない。このように、重農主義的楽観主義は、キリスト教とは調和しないのである²⁵⁾。

すでに述べたように、古典派に見られる重農主義的楽観主義は、経済学という学問の性質を現状の記述に限定してきた。しかし、このことは「達成されるべき理念に関するあらゆる意見を破棄し、経済学のもたらす結論を非常に大きく制限してきた。正統な経済学者の著作において、達成に努めるべき最終的な目標を語る者はおらず、正義が要求する改革について語る者もない」(Laveleye 1875 : 463) のである。経済学における新動向は、実践的な結論に乏しい古典派を批判し、経済学こそ「我々に、富の生産にとって有利な政府・財産・信仰の形態、分配の方法、道徳的・宗教的観念とは何かを教えなければならない」(Laveleye 1875 : 464) と主張する。道徳と法がなければ、経済的な弱者は強者の犠牲となってしまう。文明化された国家の使命は、社会を法に従わせると共に、「個人のイニシアティブが不十分な場合に、諸個人から比例的に集められた資産によって、進歩に必要なあらゆることを行う」(Laveleye 1875 : 467) ことである。ラヴレーは、このような新動向の主張の中に、キリスト教の精神を発見する。

新しい経済学者たちの否定されざる利点は、キリスト教的な慈善(charité)という純粋な感情によって、しかしこれと同時に、常に統計学と歴史学の事実に基づく、すなわち空想的な理論を回避する厳密に科学的な精神によって、社会問題の研究にアプローチすることである(Laveleye 1875 : 467)。

以上の分析を経て、ラヴレーは経済学における新動向について、以下のように結論づける。新動向は現実主義的であり、理論からではなく事実から出発する。これは可能な改革とそうでない改革を区別し、人間の権利と

25) 重農主義的楽観主義は、事実とも調和しない。なぜなら、人間という動物を自由にすれば、すべてに対する交戦状態に入るからである(Laveleye 1875 : 463)。ラヴレーは、自然状態について T・ホブズ(Thomas Hobbes, 1588-1679)と同様の認識を持っている。

色欲および嫉妬からの要求を区別しながら、理想を少しずつ実現するためである。経済学における新動向には、このような使命が課せられている (Laveleye 1875 : 468)。

Ⅲ 立法と経済学

前章において、歴史学派に対するラヴレーの理解を明らかにした。ラヴレーは歴史学派の方法論に基づき、立法を扱う科学として経済学を定義し直すとともに、具体的な立法のための指針を提供することを試みた。以下では、1882年の『経済学原論』(Laveleye 1882)に依拠しながら、ラヴレーの経済理論を検討する。

1 経済学の再定義

ラヴレーは、自らの経済理論が一般的なそれから大きく逸脱していることを認め、その理由として、その対象が一般的なものと異なるからであるとする。ラヴレーによれば、「私にとって重要なのは、富の生産と利用に関する個人の行動と国家の行動——すなわち、我々の科学の道徳的・政治的な側面である」(Laveleye 1882 : I. 訳 1) という。ラヴレーは、経済学の定義として一般的に用いられる、「どのように富が生産され、分配され、消費されるかを記述する科学」(Laveleye 1882 : 4. 訳 4) という定義は不正確であるとする。富の生産を記述するものは産業論および農業論であり、富の分配を記述するものは統計学であり、富の消費方法の記述とは、色々な人々の生活の仕方についての記述である。これに対し、ラヴレーによれば経済学とは「商品の生産に助力を与える法則」を取り扱うものであって、「人間の博物学の一部ではない。なぜなら、それ〔経済学〕は人間が消費するところのものをどのように生産するかではなく、そのような生産を可能なかぎり最良な形で行うための制度とはどのようなものかについて研究するものだからである」という (Laveleye 1882 : 4. 訳 4-5)。このよう

なラヴレーの考察の背景には、人間が絶えず変動する欲望を持っており、その欲望を充足するための武器と知性を有している、という理解がある。したがって、経済学が解決を求める課題とは、「どのようにそれら〔武器と知性〕を組織すべきか、言い換えれば、労働を通じて最も完全かつ合理的な欲望の充足に達するために、どのような法則を採用すべきか」というものである (Laveleye 1882 : 1-2. 訳 2)。ここでいう法則とは、古典派が想定するような自然法則ではなく、第一に立法者が制定する法、第二にその法の下で生成した慣習である (Laveleye 1882 : 16-17. 訳 17-18)。

ラヴレーは、経済学が立法と関係するものであるとした上で、すべての経済上の問題は立法の問題であり、正しさの観点に基づく法の研究、および有用さの観点に基づく歴史的・統計的事実の研究によって解決されると考える。経済学者は、社会的な組織体のメカニズムについて深く知り、トラブルをもたらすような慣習および法を指摘し、労働を通じて幸福を創造するのに最もふさわしい体制を詳らかにしなければならないのである (Laveleye 1882 : 2-3. 訳 2-4)。以上の議論に基づき、ラヴレーは経済学を次のように再定義している。

したがって、我々は経済学を次のように定義できる。すなわち、可能な限り小さな努力で、人間の欲望を充足するのに有益な事物を、最も多く獲得し、それらを正義にしたがって分配し、理性にしたがって消費するために、人間がどのような法則を採用すべきか、ということを決定する科学である (Laveleye 1882 : 3. 訳 4)。

このように定義するとき、経済学は人間の社会を研究の対象とする科学、すなわち今日「社会学²⁶⁾ (*sociologie*)」と呼ばれる科学のグループの

26) フランス語の *sociologie* は、フランスの哲学者 A・コント (I. Auguste M. F. X. Comte, 1798-1857) によって造られたものである。コントは1830年から1842年にかけて出版した全6巻の『実証哲学講義』において、社会学という用語を登場させた。これに対し、英語の *sociology* を初めて使用したのはイギリスのスペンサーである (大澤 2019 : 120-123, 126-127)。

一部となる²⁷⁾ (Laveleye 1882 : 6. 訳 5-6)。社会において人間の発達役に立つ制度とは、法である。人間の社会には民法、憲法、経済法、国際法といった法秩序があり、これらに従うことは義務である。同時に、法に従うことは、最も有用な行動である。「正しさと有用さとは、同じ法を定める」のであり、正しさを選ぶことが最も有用なのである。同時に「正しくないものや不道德なものは、決して有用ではない」という (Laveleye 1882 : 10. 訳 10)。このように、ラヴレーは経済における有用さと、法における正しさを同一視する。

法を無視する者は、経済学を深く理解することができない。経済学を無視する者は、法の背景にある理由へとさかのぼることができない。

経済生活におけるすべての行為は、民事上の制度の影響の下で行われる。すべての民事上の制度は、その最終的な理由への経済的利益を持っている (Laveleye 1882 : 11. 訳 11)。

たとえば民法典が所有権、相続権、遺言、地役権、相続財産の平等な分配、長子相続権、抵当権、時効を定めるとき、それは立法者がこれらの法

27) ラヴレーは、富の生産・分配・消費のために有益な法則を探索する経済学と同一の目的を有する学問として、「一定の時代と地域において、個人の自由と幸福を最も完全に保障する政治の体制を探索する」政治学を挙げている (Laveleye 1882 : 12. 訳 12)。すでに見たように、法は経済生活上の行為に影響を与える。したがって、政体が立法を通じて、個人の自由と幸福の増加に与える範囲は、その政体が支配する時代および地域に限定されるのである。したがって、経済学的な研究の対象となる時代および地域に応じて、どのような法が有益な効果を与えるかは異なる。これを知るには、歴史学、地理学、統計学による補助が必要となる。同時に、経済学もまた、これらの学問にとつての助けとなる。すなわち、国家が崩壊するのは制度および法が不完全であるために、経済的な混乱が生じたことによるものであるから、経済学のみが「国家の興亡をもたらした原因を発見できる」学問である。したがって、史実を経済的な理由に基づいて説明することは、歴史学の助けとなる。また、自然的な事実を記述する地理学や、社会的な事実を数字で表現する統計学といった事実の研究は、有益な法則を探索する経済学と組み合わせることで、互いに補い合うことができる (Laveleye 1882 : 14-16. 訳 14-17)。このように、ラヴレーは経済学を中心として、法学、政治学、歴史学、地理学、統計学など、人間の社会を研究する学問を総合的に捉えることを試みている。

を、富を保存し、増加させるにあたって最もふさわしいと考えているからである。また、交易から生じる法的な関係を規律する商法は、完全に経済的な考慮に基づいて制定されなければならない（Laveleye 1882 : 11. 訳 11）。ラヴレーによれば、あらゆる立法は何らかの経済的な目的をその背景に持っており、人間はそのような法に従うことで有用な結果を得られる。ラヴレーの経済理論は、経済的に有用な立法を決定することを目指すのである。

2 民法と経済

立法によって経済的に有用な結果を達成する具体的な例として、ラヴレーは労働を挙げている。ラヴレーによれば、労働とは「欲望を充足するために、人間が自然に対してなす行動」（Laveleye 1882 : 38. 訳 38）であり、労働をするにあたっては、「最小の努力と苦痛によって、最も有益なものを獲得するように努力する」（Laveleye 1882 : 41. 訳 42）という²⁸⁾。したがって、労働の生産性をいかに高めるかという問題は、生産性の増減に影響を与える原因を検討し、生産性をより高める方向へと導く法則を探求するという問題であるから、経済学の研究の対象となる。

労働の生産性を高いものにするための原動力を確保する法則として、ラヴレーは「分配的正義の大原則（grand principe de la justice distributive）」を提案する。すなわち、「それぞれの行為について、その功績（mérite）に応じた取り扱いを保障すること、善には報酬を与え、悪には罰を与え、勤勉で儉約的な者には充足と幸福を与え、怠惰で浪費的な者には欠乏と喪失

28) そもそもなぜ労働をしなければならないかという点を、ラヴレーは問題としない。ラヴレーによれば、人間の歴史は、欲望を効率的に満たす方法を発明することの連続であった。その歴史を通じて、より小さな労働によって、より大きな効果を得られるよう、生産性を常に向上させてきたのである。労働は人間にとっての自然法であり、したがって義務である。「人間は、働くために造られた。人間は。幸福なときも、不幸なときでさえも、労働において安らぎを見出すことができる。労働は人間の身体と精神の健康にとって欠かすことのできないものである」という（Laveleye 1882 : 38-39. 訳 38-40）。

を与えること」(Laveleye 1882 : 43. 訳 43) である。労働者に対して労働の成果を完全に保障すればするほど、経済に対する推進力は大きくなる。分配が正義にかなっていることは、労働の生産性を大きく高めるのである。分配的正義の原則が適用されるためには、それぞれの労働者に対し、その労働による生産物を享受せしめるよう、所有権 (propriété) を保障する必要がある。したがって、ラヴレーによれば「民法は正義の適用でなければならない」(Laveleye 1882 : 59. 訳 61) のである。ここに、民法と経済の関係が考察される。

すべての労働の成果に対する所有権は、労働者に対して保障されなければならない。公平 (équité) がそれを欲し、一般的な利益もそれを欲している。なぜなら、努力に対する正当な報酬の享受は確実に、労働者に最も勤勉に、かつ最もよく労働させるからである (Laveleye 1882 : 60. 訳 62)。

民法と経済の間には、所有権の制度によって「各人に各人のものを」保障することで、労働の生産性が高められる、という関係がある。同様に、相続制度と経済の間にも深い関係がある。イギリスのように長子相続の制度をとる国と、フランスのように分割相続の制度をとる国では、労働の生産性が異なる。ラヴレーは、自由の条件であり補完物であるところの所有権を、できるだけ多くの家族に与えて労働の生産性を増加させる点で、分割相続が理想的な相続法であるとする (Laveleye 1882 : 60-61. 訳 62-63)。さらに、農業制度 (借地法) と経済の間には、「土地保有の形式が、土地を開拓した者に対し、その労働の成果と、行った改良を保障することが完全になればなるほど、生産性にとってふさわしい」(Laveleye 1882 : 62. 訳 64) という関係がある。所有者が自ら開拓する自作農の形式が最も生産性が高く、小作農や短期の借地は生産性が低い²⁹⁾。

29) 労働の生産性は、(1) 自作農、(2) 世襲的な借地、(3) 長期の借地、(4) 小作農、(5) 短期の借地、(6) 借地権なし、の順に高いとされる (Laveleye 1882 : 63. 訳 65)。

ラヴレーは歴史学派の方法論に基づき、立法を研究する学問として経済学を再定義した。人間の経済活動が民事上の法制度による影響を受けるという理解に基づき、経済活動を効率的にするような立法の研究の重要性を指摘した。ラヴレーがその中で特に重視したのが、民法における所有権の制度であった。法制度がどのような形式で所有権を定めているかは、その法制度の下で財産を取得し、交換する人々のパフォーマンスに対し、直接的に影響を与える。ここでは「分配的正義の大原則」に基づき、「各人に各人のものを」保障するような所有権の制度が、最も労働の生産性を高めるということが指摘されている。法的な権利がどのように設定されているかが、経済の効率性に影響するという考え方は、まさにコースの「社会的費用の問題」(Coase 1960)が示唆したところである。実際に、現代の「法と経済学」においても、所有権と経済の関係は頻繁に取り扱われるテーマである(Epstein 2007; Bouckaert 2010; Mackaay 2013: 232-298; Parisi 2017: 148-177)。ラヴレーと現代の「法と経済学」との間には、経済現象に影響を与える要因としての法に注目するというアイデアが共通しているのである。

おわりに

歴史学派によれば、法もまた歴史に依存するものであり、時間的・空間的に多様な形態をとるものである。クニースによれば、経済生活と法的規範という「経済と法(Wirtschaft und Recht)」の関係は重要であり、ドイツの法学者や社会学者を含む多くの人々が、二つの方向でその説明を試みてきた。すなわち一方では、法的な規範や法的な秩序は経済的な必要と過程の結果であるということが主張されている。もう一方では、経済的な生活の状況と過程の中に、法的な関係の結果が表れているということが主張されている(Knies 1883: 126-127)。クニースは、経済と法の間を対称性に基づくものとして捉え、時代や地域によって異なるそれぞれの経済生活

は、法的な規範によって影響を受けると同時に、法的な規範それ自体も経済的な影響を受けていると考えた。

ラヴレーもまた、法制度が経済的な利益に基づくものであると考えている。ラヴレーは『原始財産』(Laveleye 1874)において、所有権という制度が常に同じ形態をとるものではなく、歴史的な発展を経るものであることを実証した。具体的には、多くの国において、原始的には土地の共有が原則であって、私的所有という制度は、漸次的な歴史の発展の結果として制定されたものであるという (Laveleye 1874 : ch. 1)。

我々は、次のことを明確に知るべきである。法とは、人間の意志に基づく恣意的な製造物ではなくて、一方では一定の経済的な必要性、もう一方では道徳的・宗教的な感情に由来する、一定の正義の観念の結果である。これらの必要性、観念、感情は、すべての社会の一定の発展段階において、類似のものであり、社会に対して同じような作用をもたらして、すべての地域を同じ制度の創設に導いた。しかし、すべての種族が同じように歩みを進めたわけではない。歴史的な時間の初めにすでに原始的な共産制を通過してしまった種族もあれば、文明の始まりに属するような制度を依然として実践し続けているような種族もある。(Laveleye 1874 : 6-7)。

このように、ラヴレーは法が定立されるにあたって経済的な動機が働くこと、その結果として法それ自体が多様な発展の過程を経ることを主張した。ラヴレーの『原始財産』の英訳版 (Marriot 1878) に序文を寄せ、その価値を高く評価した経済学者・法学者の C・レズリー³⁰⁾ (T. E. Cliffe Leslie, 1825-1882) は、論文「経済学と社会学」(Leslie 1888 : 191-220)においてラヴレーと同様に、経済学が社会学の一部であると述べている。レズリーによれば、経済学は「社会についての科学の一部であり、専門的な研

30) 植民地時代のアイルランドに生まれたレズリーは、1853年よりクイーンズ大学ベルファストで法学および経済学の教授を務め、歴史学派の方法論に基づいて経済の構造と社会の状態に対する考察を行った (Leslie 1888 : ix-x)。

究のために社会現象の特定の部分を選び分ける」ものである。さらに、レズリーは「この目的のためには、社会を決定するすべての力と法則を研究しなければならない」とし、「たとえ単なる抽象ではない、現実の力であるとしても、一つの力を切り離し、そこからのみ演繹することを富の法則と呼ぶようなことは、間違いにしか至らないのであり、根本的に非科学的である」と主張した（Leslie 1888：212）。したがって経済学者は、たとえば実定法のように、経済活動に影響を与える力についても研究しなければならない。レズリーによれば、実定法の発展は「産業、商業、貯蓄、分配に対する影響という点で、経済学者による研究を必要とする主題」であり、私的所有権の発展や、相続法の変遷や、契約法の形式の成長は、「法に関する事実であると同時に経済的な事実でもあり、法学者が一つの観点から、経済学者が別の観点から検討を行っている」という（Leslie 1888：213）。レズリーは続けて、次のように述べる。

人間の社会の範囲は非常に広大で複雑であり、一方で人間の能力は非常に限られたものであるから、社会についての科学を全体として進歩させ、その究極的な一般化と法則を最終的に達成するのに最もふさわしいのは、この主題の異なる側面に関する無数の研究である。経済学の歴史は、それらを一足飛びに（*per saltum*）達成し、完全で均整のとれた体系を直ちに構築しようというすべての試みに対する警告である（Leslie 1888：213）。

すなわち、古典派経済学がやってきたように、社会の特定の部分だけを切り離して「富への欲望」といった法則を導出し、演繹によって体系を築こうとすることは、社会に対する科学の方法として不適切であるという。レズリーは、古典派が賞賛に値する仕事を行ったことは認めつつ、「ある時代において信頼のあった一般化および概念は、別の時代にとっては疑わしいかもしれない」（Leslie 1888：220）として、社会全体を視野に入れた研究に取り組むことを主張した。本稿で検討したラヴレーの経済理論は、レズリーが明示しているように、法を取り扱う学問として経済学を学際化す

ることを促すものであり、現代の「法と経済学」の原始的な段階として位置づけられるのである。

参考文献

- Bix, Brian H., ed. 2018. *Economic Approaches to Legal Reasoning and Interpretation*. Cheltenham: Edward Elgar Publishing.
- Bouckaert, Boudewijn, ed. 2010. *Property Law and Economics*. Cheltenham: Edward Elgar Publishing.
- Cardoso, José L. and Psalidopoulos, Michalis, eds. 2016. *The German Historical School and European Economic Thought*. New York: Routledge.
- Cherbuliez, Antoine-Élisée A. 1862. *Precis de la science économique et de ses principales applications*. Tome 1. Paris: Librairie de Guillaumin et C^{ie}.
- Coase, Ronald H. 1960. "The Problem of Social Cost." *Journal of Law and Economics* 3: 1-44. 新沢秀則(訳). 1994. 「社会的費用の問題」. 松浦 1994所収, 15-73.
- Cooter, Robert D. and Ulen, Thomas S. 2012. *Law & Economics*. 6th ed. Boston: Addison Wesley.
- Epstein, Richard A., ed. 2007. *Economics of Property Law*. Cheltenham: Edward Elgar Publishing.
- Goblet d'Alviella, Eugène F. A. 1895. *Émile de Laveleye: sa vie et son œuvre*. Paris: F. Alcan.
- Hobhouse, Leonard T. 1904. *Democracy and Reaction*. London: T.F. Unwin.
- Ikeda, Yukihiro. 2008. "The German Historical School: Toward the Integration of the Social Sciences." *The History of Economic Thought* 50, no. 1: 79-95.
- Kairys, David, ed. 1982. *The Politics of Law*. New York: Pantheon Books. 松浦好治・松井茂記(編訳). 1991. 『政治としての法——批判的法学入門——』(抄訳). 風行社.
- Knies, Karl G. A. 1883. *Die politische Oekonomie vom geschichtlichen Standpunkte*. Braunschweig: C. A. Schwetschke.
- Kohm, Lynne M. and Akers, Kathleen. 2020. *Law and Economics in Jane Austen*. Lanham: Lexington Books.

- Lambert, Paul. 1970. "Émile de Laveleye (1822-1892)." *History of Political Economy* 2, no. 2: 263-283.
- Laveleye, Émile L. V. de. 1874. *De la propriété et de ses formes primitives*. Paris: Librairie Germer Baillière.
- . 1875. "Les tendances nouvelles de l'économie politique et du socialisme." *Revue des Deux Mondes* 10, no. 2: 445-468.
- . 1882. *Eléments d'économie politique*. Paris: Hachette. 原田光三郎(訳). 1923. 『経済学原論』. 有斐閣.
- Leslie, T. E. Cliffe. 1888. *Essays in Political Economy*. 2nd ed. Dublin: Hodges, Giggis. London: Longmans.
- Lowry, S. Todd. 1979. "Recent Literature on Ancient Greek Economic Thought." *Journal of Economic Literature* 17, no. 1: 65-86.
- . eds. 2011. *Pre-Classical Economic Thought: From the Greeks to the Scottish Enlightenment*. Dordrecht: Springer.
- Mackaay, Ejan. 2013. *Law and Economics for Civil Law Systems*. Cheltenham: Edward Elgar Publishing.
- Marriot, G. R. L. 1878. *Primitive Property: Translated from the French of Emile de Laveleye*. London: Macmillan. 長野兼一郎(訳). 1931. 『原始財産』. 改造社.
- Meikle, Scott. 1995. *Aristotle's Economic Thought*. Oxford: Clarendon Press.
- Menger, Carl. 1883. *Untersuchungen über die Methode der Socialwissenschaften, und der politischen Oekonomie insbesondere*. Leipzig: Duncker & Humblot. 福井孝治・吉田昇三(訳)・吉田昇三(改訳). 1986. 『経済学の方法』. 日本経済評論社.
- Mueller, Thomas M. 2020. "Against the orthodox: Walras and Laveleye's reluctant alliance." *The European Journal of the History of Economic Thought*. DOI: 10.1080/09672567.2020.1739103.
- Parisi, Francesco, ed. 2017. *The Oxford Handbook of Law and Economics*. vol. 2. Oxford: Oxford University Press.
- Pearson, Heath. 1997. *Origins of Law and Economics: The Economists' New Science of Law, 1830-1930*. New York: Cambridge University Press.
- Praet, Philippe. 1992. *Emile de Laveleye: Bibliografie*. Gent: Liberaal Archief.

- Roscher, Wilhelm G. F. 1843. *Grundriß zu Vorlesungen über die Staatswirthschaft: nach geschichtlicher Methode*. Göttingen: Druck und Verlag der Dieterichschen Buchhandlung. 山田雄三(訳). 1938. 『國家經濟學講義要綱：歴史的方法に據る』. 岩波書店.
- . 1864. *Die Grundlagen der Nationalökonomie: ein Hand- und Lesebuch für Geschäftsmänner und Studierende*. Stuttgart: J. G. Cotta.
- Rossi, Pellegrino L. E. 1840. *Cours d'économie politique*. Tome 1. Paris: Société typographique belge.
- Shavell, Steven M. 2004. *Foundations of Economic Analysis of Law*. Cambridge, Mass.: Belknap Press of Harvard University Press. 田中亘・飯田高(訳). 2010. 『法と経済学』. 日本経済新聞出版社.
- Shionoya, Yuichi, ed. 2001. *The German Historical School: The Historical and Ethical Approach to Economics*. New York: Routledge.
- Spencer, Herbert. 1884. *The Man Versus the State: Containing "The New Toryism", "The Coming Slavery", "The Sins of Legislators", and "The Great Political Superstition"*. London: Williams & Norgate. 森村進(訳). 2017. 「人間対国家」. スペンサー 2017所収, 248-426.
- Vandersmissen, Jan. 2011. "The king's most eloquent campaigner... Emile de Laveleye, Leopold II and the creation of the Congo Free State." *Belgisch Tijdschrift voor Nieuwste Geschiedenis / Revue Belge de Histoire Contemporaine* 41, no. 1: 7-57.
- アリストテレス. 1961. 『政治学』. 山本光雄(訳). 岩波書店.
- . 2009a. 『ニコマコス倫理学 (上)』. 高田三郎(訳). 岩波書店.
- . 2009b. 『ニコマコス倫理学 (下)』. 高田三郎(訳). 岩波書店.
- 大澤真幸. 2019. 『社会学史』. 講談社.
- 菊地諒. 2019. 「法はなぜ経済学の問題になるのか——ロバート・L・ヘイルの「強制の理論」の検討——」. 日本法哲学会(編)『法多元主義——グローバル化の中の法 (法哲学年報2018)』所収, 172-184. 有斐閣.
- シュムペーター, ヨーゼフ・A. 1980. 『経済学史——学説ならびに方法の諸段階——』. 中山伊知郎・東畑精一(訳). 岩波書店.
- スペンサー, ハーバート. 2017. 『ハーバート・スペンサー・コレクション』. 森

- 村進(編訳). 筑摩書房.
- 田村信一. 2018. 『ドイツ歴史学派の研究』. 日本経済評論社.
- 深貝保則. 2013. 「オイコス・ノモス, オイコノミア, エコノミー——概念の生成論的検討・序説——」. 横浜国立大学経済学会(編)『エコノミア』64, no. 1: 79-94.
- プラトン. 1979a. 『国家 (上)』. 藤沢令夫(訳). 岩波書店.
- . 1979b. 『国家 (下)』. 藤沢令夫(訳). 岩波書店.
- ホブハウス, レオナルド・T. 2010. 『自由主義——福祉国家への思想的転換』. 吉崎祥司(監訳)・社会的自由主義研究会(訳). 大月書店.
- 松浦好治(編訳). 1994. 『「法と経済学」の原点』. 木鐸社.